
*
* 柏原市議会定例会議案 *
* (追加) *
* 令和4年第1回 *
*

(令和4年3月25日)

目 次

令和4年3月25日 (追加)

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 2 号	専決処分報告について 「専決第2号 損害賠償の額の決定について」	1
議案第22号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3
議案第23号	一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	5
議案第24号	令和3年度柏原市一般会計補正予算 (第14号)	8
議案第25号	令和4年度柏原市一般会計補正予算 (第2号)	14

報告第2号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和4年3月25日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第2号 損害賠償の額の決定について

専決第2号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和4年3月7日専決

柏原市長 富宅 正 浩

記

事 由	事 由 発 生 日 時 ・ 場 所	損害賠償の 相 手 方	損害賠償の額	当事者
職員の公務中 における公用 車での接触事 故	令和4年2月17日 午前11時50分頃 大阪府柏原市田辺1丁 目11番20号先	柏原市内在 住 男性	13,832円	柏原市

議案第 22 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 25 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年柏原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは、「100分の200」とする。

議案第23号

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月25日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例及び柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年柏原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年柏原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員に対して支給する令和4年6月の期末手当の額は、同条例第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第22条第4項から第6項まで若しくは第28条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成11年柏原市条例第25号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成14年柏原市条例第4号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この

項において「基準額」という。)から、給与条例の規定に基づき令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 令和3年12月に水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年柏原市条例第46号)又は柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年柏原市条例第8号)の規定に基づき期末手当を支給された職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例の」とあるのは、「水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年柏原市条例第46号)又は柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年柏原市条例第8号)の」とする。

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第14号）

令和3年度柏原市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,908,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和4年3月25日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

1 歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸 収 入	入		969,943	38,049	1,007,992
		5 雑 入	515,852	38,049	553,901
	歳 入	合 計	30,870,348	38,049	30,908,397

(単位：千円)

2 歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費	費		3,608,927	38,049	3,646,976
		1 総 務 管 理 費	2,884,463	38,049	2,922,512
	歳 出	合 計	30,870,348	38,049	30,908,397

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	8,016

令和3年度柏原市一般会計補正予算（第14号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
19		諸収入	969,943	38,049	1,007,992				
	5	雑入	515,852	38,049	553,901				
		2 雑入	515,153	38,049	553,202				
						1	雑入	38,049	退職手当に係る他会計負担金 その他雑入
									7,705 30,344

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 分		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	総務費	3,608,927	38,049	3,646,976	7,705	30,344			
	1 総務管理費	2,884,463	38,049	2,922,512	7,705	30,344			
	1 一般管理費	1,066,038	38,049	1,104,087	その他 7,705	30,344			
							3 職員手当等		38,049 1 一般管理費職員給与費 退職手当

令和4年度柏原市一般会計補正予算(第2号)

令和4年度柏原市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,202千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,758,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月25日提出

柏原市長 富宅 正浩

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

1 歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金			4,725,710	18,600	4,744,310
		2 国庫補助金	765,211	18,600	783,811
18 繰入金			600,629	18,602	619,231
		1 基金繰入金	600,629	18,602	619,231
歳入合計			26,721,081	37,202	26,758,283

(単位：千円)

2 歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			2,715,986	37,202	2,753,188
		1 総務管理費	1,987,227	37,202	2,024,429
歳出合計			26,721,081	37,202	26,758,283

令和4年度柏原市一般会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
14	国庫支出金	4,725,710	18,600	4,744,310			
2	国庫補助金	765,211	18,600	783,811			
1	総務費国庫補助金	253,511	18,600	272,111			
					1 総務管理費補助金	18,600	デジタル田園都市国家構想推進交付金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
18	繰入金	600,629	18,602	619,231			
1	基金繰入金	600,629	18,602	619,231			
1	基金繰入金	600,629	18,602	619,231			
					1 繰入金	18,602	財政調整基金繰入金

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	総務費	2,715,986	37,202	2,753,188	18,600	18,602			
1	総務管理費	1,987,227	37,202	2,024,429	18,600	18,602			
4	財産管理費	463,974	37,202	501,176	国庫支出金 18,600	18,602			
							12 委託料	37,202	1 市内循環バス運行管理費 バスロケーションシステム構 築及び乗降客データ収集業務 委託料